近八監委第１３２号
令和８年８月２５日

近江八幡市長　　徳　永　久　志　様

近江八幡市監査委員　　髙　木　　茂

近江八幡市監査委員　　松　村　　務

（ 公印省略 ）

令和７年度健全化判断比率報告書及び令和７年度資金不足比率報告書の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により審査に付された令和７年度健全化判断比率報告書、及び同法第２２条第１項の規定により審査に付された令和７年度資金不足比率報告書に関し、同報告書及び附属書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

# 令和７年度　近江八幡市健全化判断比率審査意見書

１．審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等に主眼を置いて実施した。

２．審査の期間

令和８年８月６日から令和８年８月１７日まで

３．審査の結果

（1）総合意見

審査に付された健全化判断比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、次のとおりいずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

| 健全化判断比率 | 令和６年度 | | 令和７年度 | | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 算定比率 | 早期健全化基準 | 算定比率 | 早期健全化基準 | |
| ① 実質赤字比率 | ― | 12.46 | ― | 12.40 | 市の最も主要な会計である「一般会計等」に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したもの |
| ② 連結実質赤字比率 | ― | 17.46 | ― | 17.40 | 公立病院や水道・下水道などの公営企業を含む「市の全会計」に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したもの |
| ③ 実質公債費比率 | 0.0 | 25.0 | △0.１ | 25.0 | 市の借入金(市債)の返済額(公債費)の大きさを標準財政規模に対する割合で示したもの（３ヵ年平均) |
| ④ 将来負担比率 | ― | 350.0 | ― | 350.0 | 市の借入金(市債)など、現在抱えている負債の大きさを標準財政規模に対する割合で示したもの |

（2）個別意見

① 実質赤字比率について

令和７年度の実質赤字比率は実質黒字となっており、比率は算定されず、早期健全化基準を下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和７年度の連結実質赤字比率は実質黒字となっており、比率は算定されず、早期健全化基準を下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和７年度の実質公債費比率は、３ヵ年平均で△0．１となっており、早期健全化基準の 25.0％と比較するとこれを下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担額について、令和７年度の一般会計等決算の状況は、前年度と比べ大型施設整備事業の本格化により市債発行額が増加し、繰上償還の実施等を行ったものの市債残高は増加した。次に、公営企業会計決算では、企業債の元金償還に充てるために、将来一般会計等が負担すると見込まれる公営企業債等繰入見込額について、水道事業会計と病院事業会計は地方債残高が減少したものの、下水道事業会計では資本費平準化債拡大分の借入に伴い将来の地方債残高が増加し、全体として将来負担額が増加した。

一方、充当可能財源等について、今まで好調なふるさと応援寄附金等により順調に積み立ててきた基金については、市庁舎整備や安土コミュニティエリア整備への財源充当により取崩しを行ったため、充当可能基金は減少した。また、将来の普通交付税算定上の基準財政需要額算入見込額については、主として市庁舎整備等に係る合併推進事業債の増加により地域振興費の算入見込額が増加したが、充当可能財源全体としては減少した。

このように、充当可能財源は減少したものの、前年度に引き続き将来負担額を大きく上回っていることから将来負担比率は算定されず、早期健全化基準を下回っている。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 令和７年度　近江八幡市資金不足比率審査意見書

## １．審査の概要

資金不足比率は、公立病院や水道・下水道事業などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等に主眼を置いて実施した。

## ２．審査の期間

令和８年８月６日から令和８年８月１７日まで

## ３．審査の結果

### （１）総合意見

審査に付された資金不足比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、次のとおりいずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

| 会計及び比率名 | 令和６年度 | | 令和７年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 算定比率 | 経営健全化基準 | 算定比率 | 経営健全化基準 |
| ①　水道事業会計資金不足比率 | － | 20.0 | － | 20.0 |
| ②　下水道事業会計資金不足比率 | － | 20.0 | － | 20.0 |
| ③　病院事業会計資金不足比率 | － | 20.0 | － | 20.0 |

### （２）個別意見

① 水道事業会計資金不足比率について

資金不足額は発生していないことから、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

② 下水道事業会計資金不足比率について

資金不足額は発生していないことから、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

③ 病院事業会計資金不足比率について

資金不足額は発生していないことから、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

### （３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 健全化判断比率及び資金不足比率審査についての所見

令和７年度の決算に関し、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行ったところ、全ての項目において、国の示す早期（経営）健全化基準を下回っており、財政的に安定して推移していることを示している。

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計等は黒字決算で、また、全ての会計の収支等を合計した連結決算でも黒字決算であったため、いずれも比率は算定されなかった。実質公債費比率については、３ヵ年平均で△0.１％となり、前年度より 0.１ポイント良化している。なお、将来負担比率についても、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため比率は算定されず、現時点における財政状況は良好な状態であると認められる。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率については、水道事業・下水道事業・病院事業ともに資金不足は生じていないことから、前年度に引き続きこの数値は算定されず、いずれも良好な状態であると認められる。

しかしながら、水道事業・下水道事業については、今後、施設の耐震化や老朽管の更新等に多くの経費が必要となることが見込まれることから、各種計画や経営戦略等に基づき、長期的な計画により安定的に事業を実施されるとともに、引き続き収益確保、コスト削減等に取り組まれて経営基盤の強化を図り、持続可能な健全経営に努められたい。

また、病院事業については、医業収益は増加したものの、費用面では、前年度同様、人事院勧告のプラス改定による給与費の増加、物価高騰による材料の値上げや委託料における人件費の増加等により医業費用は増加となり、前年度に引き続き純損失の計上に至った。

しかし、この主要因である経費面での増加は他の公立病院でも同様の条件であり、引き続き「公立病院経営強化プラン」に基づき健全な病院経営に取り組まれ、累積欠損の早期解消に努められるとともに、地域の基幹病院として安全・良質な医療サービスの提供に努められたい。

令和７年度は、一般会計等において、新市庁舎整備事業等の大型施設整備事業が本格稼働し、投資的経費の大幅な増加により、歳入・歳出ともに決算規模が過去最大となった。

引続き好調であったふるさと応援寄付金や市税収入の増加及び基金繰入金の活用、市債の発行等により実質収支は黒字となり、特別会計及び公営企業会計を含めた連結決算としても黒字決算となった。

しかしながら、今後は、年々増嵩する社会保障関連経費や、現在進められている安土コミュニティエリア整備事業を始め既存施設の長寿命化対策等の大型施設整備事業が見込まれており、これら投資的経費に伴う公債費の増加は不可避と予想されることから、財政運営での非常に重要な局面を迎えることは必至であるが、ビルド＆スクラップ等により財政構造の硬直化を招かないよう願うものである。

健全化判断比率等は、現時点での財政状況に基づき算定されたものであることを踏まえ、新たに策定された中期財政計画に基づき、今まで以上に歳入確保、歳出の事業精査、市債と積立金の活用のバランス等に留意され、引き続き、健全で安定的な財政運営を図られたい。

以　上